

## くらし安全安心だより

### 「アマゾン●●」をかたる架空請求に注意！！ 一利用した覚えのない請求は無視しましょう！

#### 【相談事例】

スマートフォンに、「**有料動画の未納料金が発生しております。本日中にご連絡なき場合、法的手続きに移行いたします。**」というSMS（ショートメッセージサービス：電話番号あての短文メール）が届いた。利用した覚えはないが、「アマゾン●●」という**業者名と相談窓口としての電話番号が書いてある**。どうしたらよいか。

(60歳 女性)

#### 【アドバイス】

★携帯電話、スマートフォンなどへのSMS（ショートメッセージサービス：電話番号あての短文メール）で、「アマゾン●●」をかたる業者から利用した覚えのない料金を請求される「**架空請求**」に関する相談が急増しています。

★**消費者庁が調査**を行い、「アマゾン●●」をかたりSMSを送りつけている業者は、**実在する大手会社名を悪用し、違法な行為をしていることを確認したため、消費者安全法に基づきその情報を公表し注意を呼びかけています。**

★「本日中に連絡するように」などと書いてあっても、**絶対に連絡してはいけません**。連絡することにより、業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。

★「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」などと不安をあおるようなことが書かれていても、**利用した覚えがなければ決してお金を支払わず、無視しましょう。**

★**支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、連絡をしたりお金を支払ったりする前に相談**しましょう。

**注）実在する「アマゾン」は、本件とは全く無関係です。**

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

**二戸消費生活センター**

相談時間 平日午前9時～午後4時

(☎23-5800)